

# 令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます！

不動産の相続登記をしないまま放っておくと、相続人の調査に時間がかかったり、すぐに不動産を売ることができない等、思わぬ不利益を受けることがあります。また、相続登記の義務化がスタートすると、不動産を相続により取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。正当な理由なく違反すると過料の対象となります。相続登記を申請するには、申請書や添付書類等を用意して、管轄の法務局に提出する必要があります。

ご自身で申請書等の作成が難しい、時間がない、という方は、お近くの司法書士事務所、または、こちらにご相談ください。

静岡県司法書士会

TEL.054-289-3700

ご自身で手続をされる方は、**法務局ホームページ**をご覧ください。インターネットをご利用でない方には、法務局窓口で資料を差し上げています。手続に関するご相談、お問合せは**予約制**の登記手続案内で承ります。

ご予約は、

TEL.0545-53-1200

(音声案内2)までお願いします。

相続登記の義務化について、詳しくはこちらを



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

各種相続手続に便利な法定相続情報証明制度。ぜひ、ご利用ください。



裏面も  
ご覧ください

静岡地方法務局富士支局  
富士市中央町二丁目7番7号  
TEL.0545-53-1200

なくそう！所有者不明土地  
手続はお早めに❀

